

一般社団法人ビーンズ
定 款

令和3年10月1日作成

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ビーンズと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害を持った方々の自立支援及び福祉支援を目的に資するため、次の事業を行う。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
3. 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
4. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
5. 障害者支援施設の経営
6. 障害者の就労支援につながる酒類の製造及び販売業並びに酒類の梱包・発送等事業
7. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ①退社したとき。
- ②成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ③死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- ④除名されたとき。
- ⑤総社員の同意があったとき。
- ⑥1年以上の会費を滞納したとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1カ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反する等除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設置)

第18条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第19条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 4 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 5 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 6 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の残存期間と同一とする。
- 7 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員の職務)

第20条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

- 2 理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(構成)

第24条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の決議については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した議長及び理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第29条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。

①事業報告

②事業報告の附属明細書

③貸借対照表

④損益計算書（正味財産増減計算書）

⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(経費の支弁)

第33条 当法人の運営は、会費、基金、その他の収入によって行う。

(剰余金の不分配)

第34条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 雜則

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、本書面が一般社団法人ビーンズの現行定款であることを証するため、代表理事坂野拓海が記名押印する。

令和3年10月1日

東京都千代田区神田錦町1-14-3 ウキガイビル5階

一般社団法人ビーンズ

代表理事 坂野拓海 <法人代表印>



この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和3年10月1日

東京都千代田区神田錦町1-14-3 ウキガイビル5階

一般社団法人ビーンズ

代表理事 坂野 拓海 <法人代表印>

